

ODA EVALUATION GUIDELINE
ODA EVALUATION GUIDELINE

ODA評価ガイドライン

ODA EVALUATION GUIDELINE
ODA EVALUATION GUIDELINE

2025年(令和7年)1月
外務省大臣官房 ODA 評価室

はじめに

外務省は、政府開発援助(ODA)の管理・改善とともに、行政機関としての国民への説明責任の確保を目的として、ODA 評価を実施しています。

「評価(evaluation)」という言葉には様々な定義がありますが、経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)においては、評価を「現在実施中、あるいは既に終了したプロジェクト、プログラム、政策及びその計画、実施及び結果についての体系的かつ客観的な査定」と定義されており、外務省はこの定義に基づいてODA評価を実施しています。

本ガイドラインは、外務省が実施するODA評価の指針であり、外務省ODA評価の目的、機能と役割、評価基準、評価結果のフィードバックとフォローアップについて記載しています。評価に関する国内外の理論を取り入れながら、2003年に初版を発行し、その後、評価の経験やODA改革の動向、[開発協力大綱](#)の改定などを踏まえて改訂を重ねてきました。

2020年度まで、「ODA評価ガイドライン」は第1部「ガイドライン」及び第2部「ハンドブック」が一つとして構成されていましたが、2021年度版からは利便性を考慮し、外務省が実施するODA評価の指針を記載した「ODA評価ガイドライン」と、評価実施の流れや手法について記載した「ODA評価ハンドブック」とに分冊することとしました。ODA評価を実施する際の手順、留意事項等を参照する場合は、「ODA評価ハンドブック」をご覧ください。

「ODA評価ガイドライン」及び「ODA評価ハンドブック」は、主にODA評価関係者及び開発協力政策・事業担当者の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA評価に関心を有する一般の方々にとっても有益な資料となるよう留意しています。

日本のODAの改善に資する評価活動は、これからも絶え間なく続けられるものであり、「ODA評価ガイドライン」、「ODA評価ハンドブック」がその活動に貢献することを願っています。

2025年(令和7年)1月
外務省大臣官房ODA評価室

目次

| | |
|--|----------|
| 1 ODA 評価の目的 | 1 |
| (1)ODA の管理・改善(開発協力政策へのフィードバック) | 1 |
| (2)国民への説明責任の確保..... | 1 |
| 2 ODA 評価の機能と役割 | 1 |
| (1)評価の独立性・中立性の確保 | 1 |
| ア 評価担当部門の独立性 | 1 |
| イ 評価者の中立性..... | 1 |
| (2)フィードバック機能(PDCA サイクル)..... | 2 |
| (3)評価結果の公表..... | 2 |
| 3 評価基準 | 2 |
| (1)開発の視点からの評価 | 2 |
| ア 政策の妥当性(Relevance of Policies)..... | 3 |
| イ 結果の有効性(Effectiveness of Results) | 3 |
| ウ プロセスの適切性(Appropriateness of Processes) | 3 |
| (2)外交の視点からの評価 | 3 |
| ア 外交的な重要性..... | 3 |
| イ 外交的な波及効果..... | 3 |
| 4 評価結果のフィードバックとフォローアップ | 4 |
| (1)提言と教訓のフィードバック | 4 |
| (2)フォローアップ | 4 |
| 【参考 1】評価の重要性 | 5 |
| 【参考 2】DAC 評価基準(DAC Evaluation Criteria) | 6 |
| 【参考 3】ODA 評価における外務省と JICA の役割 | 7 |
| 【参考 4】政策評価法に基づく政策評価 | 8 |

1 ODA 評価の目的

評価には、教訓を学ぶことによって将来の改善につなげるという**管理(management)**と**説明責任(accountability)**の2つの面がある。

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)における開発援助の評価では、管理と説明責任を2つの主要な目的として捉えており、2019年に改定された「DAC新評価基準」¹では、その評価基準を用いる目的を以下のとおりとしている。

- ◆ 一般への情報公開を含む、説明責任²の確保
- ◆ 知見と教訓の創出とフィードバックを通じた、学習の支援

また、OECD/DACでは、評価の重要な役割は、政策の策定者や実施者に必要かつ正確な情報を提供すること、また、開発プロセスに関わる関係者の対話を促進することであるとしている。

外務省のODA評価においても、**ODAの管理・改善(開発協力政策へのフィードバック)**及び**国民への説明責任の確保**を目的としている。

(1) ODA の管理・改善(開発協力政策へのフィードバック)

ODA活動を検証し、その結果得られた提言や教訓を開発協力政策策定及び実施過程にフィードバックすることで、ODAの管理を支援するとともにODAの質の向上を図る。

(2) 国民への説明責任の確保

評価結果を公表することにより、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進する。

2 ODA 評価の機能と役割

外務省は開発協力政策の企画・立案を行う役割を有していることから、外務省のODA評価は、主に国別評価、課題別評価等、政策レベルの評価を第三者評価(外部の独立した第三者による評価)の形態で実施する³。また、外務省は、ODA評価がその機能と役割を十分に果たせるよう独立性・中立性を確保し、フィードバック機能(PDCAサイクル)を強化している。

(1) 評価の独立性・中立性の確保

ア 評価担当部門の独立性

外務省は、ODA評価部門の体制と独立性を強化することで、評価の客観性を向上させることを目指す。

イ 評価者の中立性

ODA評価に携わる者は、公共の利益への責任の観点から公平に客観的な評価を行い、誠意と実直さをもって効率的で効果的な評価の実施に努めなければならない。また、人々への敬意とともに評価者としての独立性を維持しなければならない⁴。

¹ <https://www.oecd.org/dac/evaluation/revised-evaluation-criteria-dec-2019.pdf>

² ここでいう説明責任は開発の結果や効果に関するものを意味し、資金や法的責任に関する説明責任とは性質が異なる。

³ 外務省が実施するODA評価の種類については、ODA評価ハンドブック(p.1-2)参照。政策レベル評価に加え、外務省が実施する無償資金協力個別案件のうち供与額10億円以上のもの等について、第三者評価を実施している。

⁴ 外務省 ODA 評価ハンドブック【参考資料 9】「経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)評価の品質基準 2010」(p.86) 参照。

(2)フィードバック機能(PDCA サイクル)

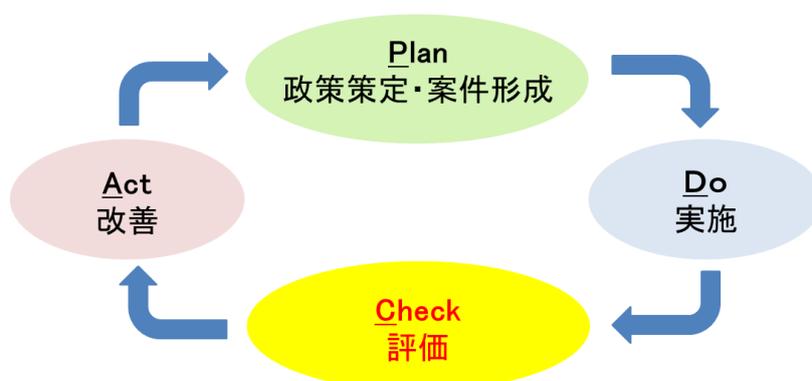
外務省のODA評価は、ODAの管理・改善及び国民への説明責任の2つの目的を果たすため、ODAのPDCAサイクル(図1参照)の中で行われている。

ODAの管理・改善という点では、政策策定者や実施者がODAの実施状況を把握し、将来の政策策定や実施に活かすために有益な情報を提供するフィードバック機能が求められる⁵。

(3)評価結果の公表

国民に対する説明責任の点では、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって、分かりやすい形で提供することが求められる。実施した評価の結果は、[ODA評価報告書](#)及び[ODA評価年次報告書](#)として、外務省ホームページなどを通じて公表する。

図1 PDCAサイクルにおける評価の機能



3 評価基準

評価は計画・実施・結果について体系的かつ客観的に検証するものであり、検証のための基準を必要とする。外務省が実施する政策レベルのODA評価⁶においては、(1)開発の視点からの評価及び(2)外交の視点からの評価を行っており、それぞれの評価基準は以下のとおり。なお、外務省が実施するプロジェクトレベル(事業レベル)のODA評価においては、事業の特性を踏まえ、開発の視点からの評価及び外交の視点からの評価を組み合わせた評価基準を使用する⁷。

(1)開発の視点からの評価

外務省は、ODA評価の実施に際し、1991年に発表され2019年に改定されたOECD/DAC評

⁵ 「開発協力大綱」(2023年6月閣議決定)は、「開発協力の政策立案、実施、評価、改善(PDCA)のサイクルにおいて、戦略的な一貫性を確保する」と規定している。ODA評価の結果は、戦略的・効果的な援助の実施に向けたPDCAサイクル強化の取組の中核として位置づけられている「開発協力適正会議」でも報告される。同会議は原則として公開で開催され、資料及び議事録は外務省ホームページで公表されている。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/

⁶ 外務省が実施するODA評価の種類についてはODA評価ハンドブック(p.1-2)参照

⁷ 外務省が実施するプロジェクトレベル(事業レベル)のODA評価基準の詳細については、ODA評価ハンドブック(p.25-38)参照。

価基準⁸(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を踏まえ、開発の視点からの独自の評価基準として、「政策の妥当性」、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」を設定している⁹。

ア 政策の妥当性 (Relevance of Policies)

評価対象となる政策について、日本の上位政策(開発政策に限らず、人道支援政策や教育政策など関連する政策の一貫性を含む)、国際的な優先課題、被援助国やその国民のニーズとの整合性や、日本の比較優位性などを検証する。

イ 結果の有効性 (Effectiveness of Results)

評価対象となる政策やプログラムについて、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、当初設定していた目標がどの程度達成され、実際にどのような効果が現れているのかを検証する。

ウ プロセスの適切性 (Appropriateness of Processes)

政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたかを検証する。

(2) 外交の視点からの評価¹⁰

日本国内の厳しい経済・財政事情の中、国民の貴重な税金を使用して実施するODAについては、被援助国の開発に役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」からの評価を行うことが重要である¹¹。

外交の視点からの評価は、以下の2つの基準を用いて実施している¹²。(いずれも、DAC評価基準「整合性」に該当する。)

ア 外交的な重要性

評価対象となるODAが日本の国益にどのように貢献することが期待されるか、その位置づけを確認する。

イ 外交的な波及効果

評価対象となるODAが日本の国益の実現にどのように貢献したかを確認する。

⁸ OECD/DAC 評価基準の詳細については本ガイドライン【参考2】(p.6)参照

⁹ 2019年に採択されたOECD/DAC評価基準では、従来の5つの評価基準に「整合性」が追加されたが、「整合性」については既存の外務省ODA評価基準及び外交の視点からの評価の枠内で対応することが可能であるため、外務省ODA評価基準は維持することとした。

¹⁰ 外交の視点からの評価の具体的内容についてはODA評価ハンドブック(p.16-20)を参照。

¹¹ 「開発協力大綱」(2023年6月閣議決定)は、「我が国の外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用する」、「評価、改善に際しては、協力の効果・効率性の最大限の向上に加え、我が国への寄与を含む国民への説明責任を果たす観点からも重要である」と規定している。

¹² 外務省が実施するODA評価では、2011年度から「外交の視点からの評価」を試行し、2015年度から本格的に導入した。

4 評価結果のフィードバックとフォローアップ

ODA評価の結果から得られた提言と教訓を、開発協力政策にフィードバックすることでODAの管理・改善を図る。

(1) 提言と教訓のフィードバック

第三者評価の評価結果から得られた提言と教訓は、国際協力局を中心とする外務省関係部署、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関にフィードバックされる。

「提言」とは、評価から導き出された結果を基に、主に評価対象の関係機関や関係者に対して行う提案を意味する。提言の根拠を明記し、提言の宛先、対象、具体的な対応行動、対応期間、重要度を明らかにする¹³。

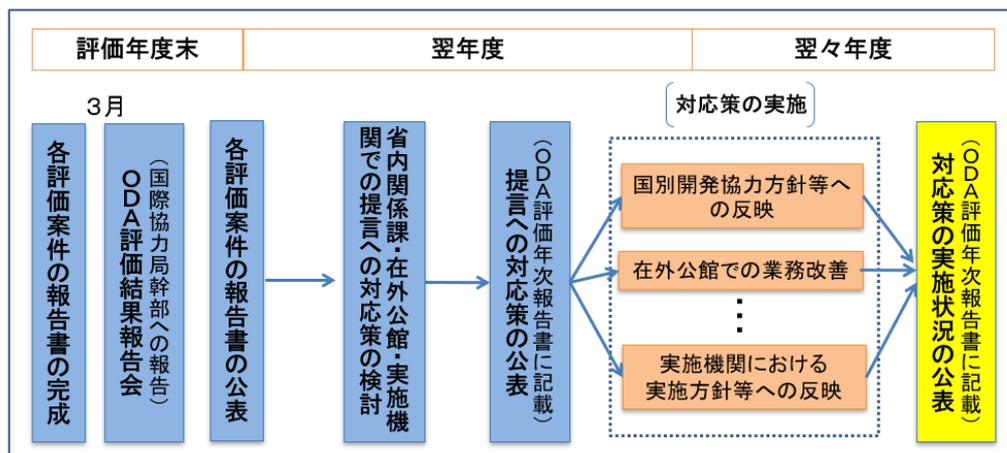
一方、「教訓」とは、評価調査の過程及び評価結果から抽出された、より広範に適用される留意事項等を意味する。教訓は、提言のように直接的かつ具体的な提案に限定されることなく、他国や他の課題に対する開発協力政策立案や実施過程においても将来有用と考えられる事項を示す¹⁴。

(2) フォローアップ

ODA評価結果から得られた提言及び教訓が関係先にフィードバックされた後のフォローアップには、①提言に対する対応策の策定、②対応策の実施、③対応策の実施状況の確認の3段階がある。提言及び教訓は、開発協力大綱、国別政策、課題別政策等の策定・改定時や事業の計画・実施に反映され、国際協力局、日本の在外公館、JICA等による開発協力政策や事業の立案・実施時に活用される¹⁵。

提言への対応策及びそのフォローアップ状況は、毎年度の「ODA評価年次報告書」に掲載し外務省ホームページにおいて公表される。

図2 ODA評価結果のフォローアップの流れ



¹³ OECD 基本用語集による定義:「開発援助の有効性、質、効率性の向上、目標の再検討、資源の再配分を目的として行われる提案。提言は結論と関連づけなければならない。」

¹⁴ OECD 基本用語集による定義:「プロジェクト、プログラム、政策の評価経験に基づく帰納的結果であり、特定の状況から抽出され、より幅広い場面に適用される。「教訓」により、準備、計画、実施というそれぞれの段階において、実績(パフォーマンス)、アウトカム(成果)、及びインパクトに影響を与える長所や短所が明確になることも多い。」

¹⁵ 主にプロジェクトレベルの事業評価を実施している JICA では、実施計画を作成する段階で過去の類似案件の提言及び教訓を踏まえたフィードバックを行っている。

【参考 1】評価の重要性

1 2015年策定の開発協力大綱を見直して、2023年6月に閣議決定された**開発協力大綱¹⁶**は、評価の重要性を以下のとおり規定している。

ア 政策と実施の一貫性の強化

- (ア) 政策立案に際しては、開発協力が、刻一刻と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要なツールの一つであることを十分に認識し、前述の目的と重点政策推進に照らし、必要な重点化を図る。
- (イ) 実施に際しては、政府・実施機関が一体となり、これまで行ってきた ODA の 3 スキーム（無償資金協力・技術協力・有償資金協力（円借款及び海外投融資））の効果的な活用に加え、二国間協力と国際機関や NGO を通じた協力を、開発のプラットフォームを通じた様々な主体との連帯を通じ、最適な組合せで実施することにより開発効果の最大化を目指す。また、個々の事業が長年にわたって相手国政府及び国民に広く認知され、事業終了後も正しく評価されるためのフォローアップを行う。
- (ウ) 評価、改善に際しては、協力の効果・効率性の最大限の向上に加え、我が国への寄与を含む国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、変化する国際情勢に柔軟かつ適時に対応する必要性にも留意しつつ、政策や事業レベルで開発協力の成果・効果（アウトカム）を設定した上で、定量的なデータも用いて適切に評価を行う。また、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックすることで事業の質の改善や政策目標達成につなげる。
- (エ) 上記の開発協力の政策立案、実施、評価、改善（PDCA）のサイクルにおいて、戦略的な一貫性を確保する。

【開発協力大綱 III. 実施 1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ
(2) 戦略性の一層の強化 ア 政策と実施の一貫性の強化】

ア 開発協力の実施には、国民の理解と支持が不可欠である。JICA の国内拠点も活用し、地方自治体や JICA 海外協力隊関係者等とも協力しつつ、開発協力の意義と成果、国際社会からの評価等について、分かりやすく丁寧に幅広い国民に説明する。同時に、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めるための海外広報に積極的に取り組む。

【開発協力大綱 III. 実施 3. 実施体制・基盤の強化 (3) 社会的基盤（情報公開、海外広報及び開発協力を含む。） ア】

1 2023年6月19日付の参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会において、我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議が可決され、PDCAサイクルにつき以下のとおり記述された。

厳しい財政状況の中でODAを対国民総所得(GNI)比で0.7%とする国際目標を実現していく上では、大幅なODA予算の拡充と、新たな資金調達手段の導入を含む幅広い資金源の拡充・検討が必要不可欠である。そのためには、国民の理解が何よりも重要であり、データに基づく

¹⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html

科学的な検証を伴ったPDCAサイクルを実施し、積極的かつ体系的な情報公開と説明責任の履行を通じて透明性を高め、開発協力を行ったことによる効果とプロセスの適正性を国民に示していく取組が不可欠となる。

【参考 2】DAC 評価基準(DAC Evaluation Criteria)¹⁷

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)は、1991年に評価基準を発表し、妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性(自立発展性)の5項目から成るDAC評価基準は国際的に広く活用されてきた。2019年、この評価基準は、国際社会の優先課題であるSDGsの理念を評価の視点により明確に反映させることを主な目的として改定され、新たな評価基準として「整合性」が追加された。

「整合性」は、「内部的整合性」と「外部的整合性」から構成される。「内部的整合性」は、援助主体(ドナー)の内部の一貫性に着目し、そのドナーによる支援が相互にリンクして相乗効果を生んでいるか、また、開発政策以外の政策(人道支援政策や教育政策等)と整合するかを考察する。「外部的整合性」は、ある支援が他ドナーによる支援と相互補完的か、重複を避けるべく調整が行われているか等を確認する。

これまでの評価5項目の内容も修正され、「ジェンダー平等をはじめとする公平性が確保されているか」、「環境に優しい持続可能なプロジェクトになっているか」等、SDGsの目標が評価の視点としてより一層明確に組み込まれた。また、特筆すべき点として、開発援助のみならず人道・平和構築支援、民間による取組を含むより広範な支援活動を評価の対象とすることが挙げられる。

なお、評価に際する基準として、これら全てを必ず用いるべきとはされておらず、評価の目的や対象に応じて選択して用いることが想定されている。

●妥当性 (Relevance)

介入¹⁸の目的やデザインが、受益者・世界・国・パートナー／機関のニーズ、政策、優先事項に対応し、状況の変化に応じて対応し続ける度合い

●整合性 (Coherence)

国、セクター、組織に対する当該介入と他の介入との適合性

●有効性 (Effectiveness)

介入の目的と結果の達成又は達成見込みの度合い(諸集団の異なる帰結を含む)

●効率性 (Efficiency)

経済的かつタイムリーな方法で結果を生む又は生むような介入実施の度合い

●インパクト (Impact)

¹⁷ <https://www.oecd.org/dac/evaluation/revised-evaluation-criteria-dec-2019.pdf> (英文)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100133103.pdf> (和文)

¹⁸ 「介入(Intervention)」は、開発援助・協力、平和構築・人道支援、気候変動に関する取組、民間の協力等を指す。

介入により生じた又は生じると予期される、重要な正又は負の、意図された又は意図されない、高次の効果の度合い

●**持続性(自立発展性) (Sustainability)**

介入の純便益が継続する又は継続する可能性の度合い

【参考 3】ODA 評価における外務省と JICA の役割

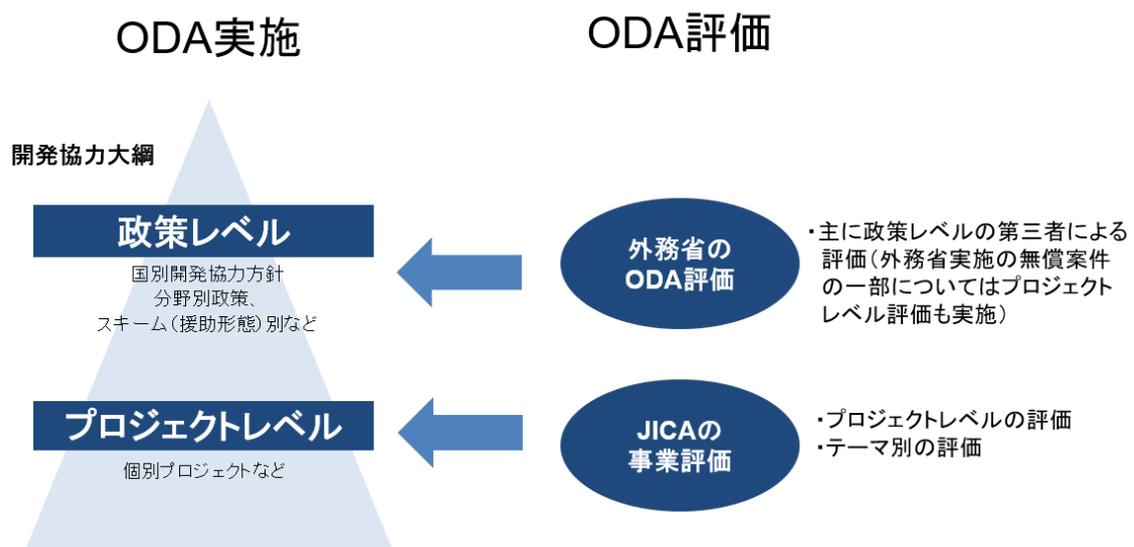
外務省は、開発協力政策の企画・立案を行う役割を有していることから、外務省ODA評価では、主に国別評価、課題別評価等、政策レベルの評価を実施している。

一方、ODAの実施機関であるJICA¹⁹は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれのプロジェクトの事業評価²⁰を実施している。JICAの事業評価は、個々の事業を対象とし、より具体的で定量的な評価となる。

また、JICAは、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行うテーマ別評価も実施している。

なお、2016年度(平成28年度)秋の行政事業レビュー(年次公開検証)における指摘を受け、2017年度から、外務省が直接実施する無償資金協力の個別案件(プロジェクト)について、外務省が評価を実施している。

図3 ODA評価の実施主体と評価対象



¹⁹ <https://www.jica.go.jp/about/index.html>

²⁰ JICAの事業評価については、JICAホームページ参照 <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation>

【参考 4】政策評価法に基づく政策評価

2001年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「政策評価法」)が成立し、2002年4月に施行された。政策評価法の目的は、「政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされており、効果的、効率的な行政の推進及び国民への説明責任を主要目的として明確に定めている。

外務省は、同法に基づき、経済協力全般を含む外交政策を対象として事後評価を行っているほか、個々の政府開発援助のうち交換公文(E/N:Exchange of Notes)供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト及び交換公文供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクトについては事前評価を、また5年未着手案件(政策決定後5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件)・10年未了案件(政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件)については事後評価を行っている。

図4 外務省における政策評価とODA評価の違い

| 政策評価(2003年開始) | | ODA評価(1981年開始) |
|---|-------------|--|
| 大臣官房 考査・政策評価室(とりまとめ) | 担当課室 | 大臣官房 ODA 評価室 |
| 政策評価法(2001年制定) | 実施根拠 | 外務省組織令、開発協力大綱など |
| 外務省が実施する主要な施策についての評価を実施。経済協力に関しては、以下の評価を実施。 ①経済協力の施策全般 ②事前評価 プロジェクト関連の E/N 供与限度額 10 億円以上の無償資金協力案件及び E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力案件 ③事後評価 政府開発援助にかかる 5 年未着手・10 年未了案件 | 評価対象 | 外務省が実施する ODA について、主に政策レベル評価を実施。具体的には以下の評価を実施。 【政策レベル評価】 国別評価 課題・スキーム(援助形態)別評価 【プロジェクトレベル(事業レベル)の評価】 外務省実施分の無償資金協力(10 億円以上)※ 【その他の評価】 ※2 億円以上 10 億円未満の外務省実施分の無償資金協力は外務省による内部評価の対象。 |
| 施策の特性を勘案しつつ適切に選択して、必要性、有効性又は効率性の観点から評価を実施。 | 評価基準 | OECD/DAC 新評価基準に準拠し、開発の視点からの評価(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)、及び外交の視点からの評価(外交的重要性、外交的な波及効果)を実施。 |
| 内部評価(政策所管局課による自己評価) (学識経験を有する者の知見も活用) | 評価者 | 外部評価(第三者評価) |